

(仮称)新ふくおか小学校建築設計委託業務 特記仕様書 (案)

I. 業務概要

1. 業務名称

(仮称) 中津川市立新ふくおか小学校建築設計委託業務

2. 計画施設等概要

- (1) 施設名称：(仮称) 中津川市立新ふくおか小学校
- (2) 敷地の場所：中津川市福岡字馬場平地内
- (3) 施設用途：学校教育法第1条に規定する小学校
(平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第七号 第1類)

3. 設計と条件

- (1) 敷地の条件
 - ①敷地面積：約17,000 m² (CAD計測)
 - ②用途地域及び地区の指定：都市計画区域外
 - ③解体対象既存建築物：福岡中部室棟、テニスコート、倉庫、郷土資料館、民俗資料館、曙松林公園管理事務所グランドゴルフ場、建設予定地内松林
- (2) 施設の条件
 - ①延床面積：木造校舎棟 4600 m²程度(学童保育所部分を除く)を想定
屋内運動場 700 m²程度を想定
共同調理場 400 m²程度を想定
グラウンド 小学校設置基準以上を必要とする
 - ②主要構造：校舎の基本構造は、木造とし、2階建てまたは3階建てとする。
ただし、防火壁、耐火間仕切壁・階段室等を法令上の制限により建築物の一部を異なる構造、混構造とすることは可とする。
屋内運動場、調理場その他は、用途に応じた構造とし技術提案による。
 - ③児童数等(見込)
 - ア. 児童 約300人
 - イ. 職員 約35人
- (3) 建設費用の条件

事業費 25億円(税抜き)

 - ※1. 調査・設計費、既存解体費、造成費、調査設計費を除く。
 - ※2. 受注者は、使用する材料、工法等の決定に当たり、必ずコスト比較を行い、事業費の縮減を図ること。
- (4) 建設工期に係る条件

建設工事着手の日から20ヶ月以内(詳細については発注者との協議による。)

建設工期：建築工事 令和 3年～令和4年
開校予定 令和 5年4月

(5) 設計と条件の資料

① (仮称) 新ふくおか小学校基本計画 (平成 31 年 3 月中津川市教育委員会策定)

受注者は、小学校設置基準、小学校整備指針の実現に努めるとともに市教育委員会が策定した (仮称) 新ふくおか小学校基本計画に記載された事項の実現に努めなければならない。

②発注者が指示する事項

受注者は、本設計業務の着手から完了までの期間において、発注者との連絡協議を密に行い、発注者から別に指示があった事項については、適宜、建築設計に反映するものとする。

教育委員会が連携する学識経験者と定期的な打合せの機会を設け、業務をすすめるものとする。

③設計と条件については、次の資料による。

ア. 別紙 (仮称) 新ふくおか小学校の基本コンセプト

イ. 企画書、プロポーザル競技による技術提案書

ウ. 指示事項書 (提案書との相違事項は、市との協議により決定とする。)

④運営計画上必要な諸室等は以下のとおりとする。

整備施設数

施設名称		数	施設名称		数
普通教室ゾーン	1年生普通教室	2	管理用諸室	校長室	1
	2年生普通教室	2		職員室	1
	3年生普通教室	2		印刷室	1
	4年生普通教室	2		保健室	1
	5年生普通教室	2		職員更衣室	2
	6年生普通教室	2		職員休養室	2
	特別支援学級	2		職員用トイレ	2
	児童用トイレ	3		教育相談室	1
	多目的教室 (少人数)	2		放送室	1
	多目的スペース	3		会議室	1
特別教室ゾーン	音楽室	1	その他	資料室	1
	音楽準備・教材室	1		地域連携室	1
	理科室	1		校務員室	1
	理科準備・教材室	1		配膳室	1
	家庭科室	1		児童用玄関	1
	家庭科準備室	1		職員・来客用玄関	1
	メディアセンター	1		機械室	1
	図書準備室	1		倉庫	1
	図工室	1		廊下・階段・E V等	1
	図工準備室・教材室	1		※ 学童保育、放課後児童クラブは、併設または別棟	
児童用トイレ	1				

※学童保育専用スペースは、児童一人当たり 1.65 m²を確保するものとする。

整備付帯施設

施設名称		数	施設名称		数
屋内運動場	アリーナ	1	運動場	グラウンド	1
	ステージ	1		遊具等	1
	音響設備室	1	学童保育	学童保育専用スペース	1
	ピアノスペース	1	駐車場	来客用駐車場	5
	更衣室	2		職員用駐車場	35
	トイレ	2		学童保育用駐車場	1
	器具庫	1	学校給食	給食共同調理場諸室	1
	ホール	1	共同調理場	給食運搬車駐車場	5

※共同調理場は、別棟新築または中学校の調理場の改築とする。

⑤施設整備の留意事項

[すべての施設に共通する事項]

- ・基本構造は、木造とし、建築部材は、可能な限り地域産材を使用すること。
- ・情報機器（パソコン・タブレット等）の使用が可能な設計とすること。
- ・必要最低限の建築面積及び設備とすること。
- ・運動場の面積を最大限確保すること。
- ・長寿命に配慮された施設とすること。
- ・エネルギー効率のよい施設とすること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。

[普通教室]

- ・温かみのある木調の床や家具を配置し、暖色系の色彩とすること。
- ・猛暑対策として空調設備を設ける。

[特別支援教室]

- ・教室の位置は1階とし、専用の出入口を設けること。

[多目的教室]

- ・用途に応じて空間分割が可能な教室とすること。
- ・少人数教室としての利用が可能な設計とすること。
- ・隣接教室との音の伝搬等について配慮された設計とすること。
- ・設置する家具は、移動可能ですべての学年の使用を考慮したものとする。
- ・学級数が増加した場合に普通教室へ転用できる設計とすること。

[理科室]

- ・火気、薬品ガス等の使用について特に安全を考慮した設計とすること。
- ・実験器具の収納スペースを十分に確保すること。

- ・収納棚は、内容物の確認や分類がしやすいものとする。
- ・出入口は、2以上設けるものとする。

[音楽室]

- ・他室への楽器類の移動が容易な床や出入口とすること。
- ・照明は、照度の調整が可能なものとする。
- ・合唱の隊形がつくりやすい設計（横長の教室）とすること。

[図工・美術室]

- ・作品の保管、展示や鑑賞用のスペースを十分に確保すること。
- ・床や壁面は、絵具等の汚れが落としやすい仕上げとすること。
- ・大きな作品を制作する際のスペースを確保できる設計とすること。

[メディアセンター、図書室]

- ・統合する四校の蔵書や資料を配置する。
- ・調べ学習やタブレットなど多様な学習ができる環境と設備とすること。
- ・学校のどの場所からも利用しやすい要となる位置に配置すること。

[家庭科室]

- ・教材、機器、製作途中の作品等の収納スペースを十分に確保すること。
- ・衛生面に特に配慮した設計とすること。
- ・ふるさとの郷土料理や食物実習の際の会食スペースを確保すること。
- ・洗濯実習のための物干し場を設置すること。

[教育相談室]

- ・保健室と隣接設置し室内移動が可能な設計とすること。
- ・ドアの開閉の際に室内が見通せない設計とすること。
- ・温かみのある木調の床や家具を設置すること。
- ・通級児童のための個別学習空間を設けること。

[校長室]

- ・校長の執務スペースと応接スペースで構成すること。
- ・学校の歴史に関わる資料の保管展示スペースを設けること。

[職員室]

- ・執務スペースと打合せスペースで構成すること。
- ・中学校の職員室と連携し教職員が双方向で移動が可能な動線を確保すること。
- ・緊急時に各教室や校庭に急行できる位置に配置すること。

[保健室]

- ・運動施設との連絡や緊急車両の乗り付けに配慮すること。
- ・職員室との連絡に配慮した配置すること。
- ・外からの入口はスロープとすること。

- ・シャワー、適切な深さかつ大きさの流しを設置すること。
- ・検診での使用を考慮し、間仕切用設備を備えること。

[トイレ]

- ・洋式便器を基本とすること。
- ・床はドライ仕様とすること。
- ・児童数や利用率に応じた便器数、手洗水栓を整備すること。
- ・十分な換気量、通気性を確保すること。
- ・照明、手洗、便器洗浄はセンサー式とすること。

[手洗い場]

- ・多くの児童が一斉に歯磨きできる場所などの設置を検討すること。

[廊下・階段・EV]

- ・コミュニケーションやリフレッシュ空間（ベンチの設置等）を検討すること。
- ・エレベータを併設する。

[屋内運動場]

- ・ステージ、アリーナ、収納スペース等で構成すること。
- ・避難所としての機能を備えた設計とすること。
- ・学校開放等の利用を考慮した設計とする（セキュリティ等）こと。

[運動場]

- ・小学校グラウンドと中学校グラウンドは、区分して検討すること。150mトラック、80m直線走路を設けること。
- ・近隣民家や校舎に対する防音防球対策を施すこと。
- ・適度な弾力性、保水性、排水性を確保すること。
- ・緊急車両やバスの乗り入れを考慮した設計とすること。
- ・倉庫類は一カ所にまとめること。
- ・遊具等を適切に整備すること。

[学童保育所・放課後児童クラブ]

- ・校舎内に専用区画（拠点室）を設ける。あるいは、B&G海洋センター付近に併設を検討すること。
- ・児童の活動スペースと職員執務室で構成すること。
- ・専用区画として児童一人当たり1.65㎡を確保すること。
- ・台所や家具などの必要設備や備品の設置を考慮した設計とすること。

[駐車場]

- ・車両の進入線が児童の通行線と重ならない設計とすること。
- ・約40台分の普通自動車停車スペースを確保すること。

[学校給食共同調理場]

- ・小中共同調理場として整備すること。福岡中学校の給食調理場の改修、改築とあわせて整備する。
- ・他校への配食とあわせて、800食/日給食提供で計画する。

4. 建設のスケジュール

年 度	事業内容
令和元年度～令和2年度	統合準備委員会設置、基本計画・施設整備方針策定 設計業者選定 詳細設計（基本・実施設計、調査業務）完了
令和3年度～令和5年	建設工事着工～
令和5年度	3校統合・新校竣工

II. 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」によるものとし、発注者と受注者の協議により決定する。

1. 配置技術者

(1) 管理技術者

管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有し、設計業務等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

(2) 主任技術者

各担当主任技術者は、建築（意匠及び構造）分野は一級建築士又は二級建築士、電気設備及び機械設備分野は建築設備士の資格を有する者とする。

2. 業務計画書

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書を作成・提出すること。

(1) 業務遂行方針

(2) 業務詳細工程

(3) 業務実施体制及び組織図

(4) 管理技術者、各種人及び担当技術者の一覧表及び経歴書

(5) 協力者がある場合は、協力者の名称、業務分野、具体的な内容、協力を受ける理由及びその技術者の一覧

(6) その他発注者が必要とする事項

※協力者との契約に当たっては、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号の報酬基準を参考に設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。また、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備設計及び積算を除く）、透視図作成等の簡易な業務は除いてもよい。

3. 業務の内容及び範囲

設計業務は、本仕様書に基づき行うこと。

(1) 一般業務の範囲

①基本設計

ア. 建築（総合）基本設計に関する標準業務

イ. 建築（構造）基本設計に関する標準業務

ウ. 電気設備基本設計に関する標準業務

エ. 機械設備基本設計に関する標準業務

②実施設計

ア. 建築（総合）実施設計に関する標準業務

イ. 建築（構造）実施設計に関する標準業務

ウ. 電気設備実施設計に関する標準業務

エ. 機械設備実施設計に関する標準業務

(2) 追加業務の内容及び範囲

①積算業務

- ア. 建築積算
- イ. 電気設備積算
- ウ. 機械設備積算

②透視図作成

③許可申請、認定申請手続き業務

④関係法令等に基づく各種申請手続き業務

- ア. 都市計画法、建築基準法に基づく開発許可等申請業務（申請手数料を含む）
- イ. その他必要な関係法令等に基づく施設整備、届出・申請手続き業務

⑤省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

⑥リサイクル計算書の作成

⑦概略工事工程表の作成

⑧住民説明等に必要な資料の作成、説明会がある場合の支援

⑨外構工事に関すること

⑩補助交付金等申請手続き業務の支援

⑪家具・備品レイアウト業務

⑫統合準備委員会等、地域・住民説明、ワークショップ等に関する支援業務

⑬その他必要な業務

(3) 設計に必要な調査業務等

①造成設計

②地質調査業務

地質調査業務、敷地測量業務は、本業務に含む。

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- ①本業務の実施は、本特記仕様書に基づき実施すること。
- ②受注者は、業務の実施にあたっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- ③受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。

(2) 適用基準

- ①設計は、関係法令及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修による「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）の最新版に準拠する。
- ②積算は、「公共建築工事積算基準」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）の最新版に準拠する。
- ③細部については監督職員の指示によるものとする。

(3) 打合せ及び議事録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出すること。

- ①業務着手時
- ②監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき

③その他

(4) 業務履行に係る条件

①成果品の提出場所 中津川市教育委員会事務局施設計画推進室

②成果品の取扱い

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

5. 業務上の配慮事項

下記の事項に配慮するものとする。

(1) 建築基準法ほか関係法令の規定、委託仕様書、適用基準を遵守し、監督職員の指示に従うこと。

(2) 施設の性質に適合した設計とし、教育の環境、子どもの動線等を考慮した上で最適な構造とすること。

(3) 建築コストの低減を目指すほか、完了後の維持管理費等のコスト削減に留意すること。

また、トータルコストの検討、施設の長寿命化計画、イニシャルコスト及びランニングコスト等の比較検討を行うこと。

(4) 建物の長寿命化を考え、躯体の耐久性や更新性に優れたものとする。

(5) 設計にあたっては、周辺への影響（日射、電波障害等）が生じないようにあらかじめ検討を行うこと。また予想される事項については発注者と協議を行うこと。

(6) 環境問題に対応した施設とすること。

(7) 周辺交通の混雑のないよう歩車の動線について十分な検討を行うこと。

(8) 業務に関し、疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議の上、その指示に従い履行すること。

6. 成果品の提出

(1) 基本設計

区分	設計の種類等	部数
建築（総合）	・ 建築（総合）基本設計図書 建築計画説明書 仕様概要書 仕上概要書 面積表及び求積表 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 立面図（各面）	各1部
	・ 工事費概算書	1部

	・仮設計画概要書	1部
建築（構造）	・建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ・工事費概算書	各1部 1部
電気設備	・電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ・工事費概算書	各1部 1部
機械設備	・機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ・工事費概算書	各1部 1部
その他	・透視図 ・模型 ・リサイクル計算書 ・（ ）	1部 1部 1部
資料	・各種技術資料 ・各記録書	一式 一式

- ・建築（構造）の成果品は、建築（総合）基本設計の成果品の中に含めることができる。
- ・電気設備及び機械設備の成果品は、建築（総合）基本設計の成果品の中に含めることができる。
- ・設計図は適宜追加することができる。
- ・成果品は、監督職員の指示により、製本とする。
- ・提出する成果品については、監督職員と協議の上、原則 Excel、Word 又は Jw-CAD による電子データを2部提出すること。（一部はPDFにて提出可）

（2）実施設計業務

区分	成果物等	部数
共通	・共通設計図等 表紙 図面目録 工事概要 工事区分表 特記仕様書 敷地案内図 配置図 面積表・面積計算表 法規チェックリスト	1部 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 1部

<p>建築（総合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（総合）設計図 <ul style="list-style-type: none"> 内外仕上表 平面図 立面図 断面図 天井伏図 屋根伏図 平面詳細図 炬計詳細図 各部詳細図 室内展開図 建具表 総合仮設計画図 ・ 関係法令等に基づく必要な各種申請図書（計画通知図書等） ・ 工事費積算書 ・ 単価算出表・数量計算書・使用刊行物 	<p>1部 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 必要部数 金入り1部 金抜き2部 1部</p>
<p>建築（構造）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（構造）設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 構造基準図 構造伏図 軸組図 各部構造リスト 各部構造詳細図 ラーメン図 ブロック配筋図 土質柱状図 ・ 構造計算書 ・ 工事費積算書 ・ 単価算出表、数量計算書、使用刊行物 	<p>1部 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 1部 金入り1部 金抜き2部 1部</p>
<p>電気設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 	<p>1部 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜</p>

	<p>受変電設備図 静止形電源設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 幹線系統図 電灯コンセント設備系統図 電灯コンセント設備平面図 動力設備系統図 動力設備平面図 弱電力設備系統図 弱電力設備平面図 火災報知等設備系統図 火災報知等設備平面図 屋外設備図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備設計計算書 ・関係法令等に基づく必要な各種申請図書（計画通知図書等） ・工事費積算書 ・単価算出表、数量計算書、使用刊行物 ・各種計算書 	<p>適宜 適宜 1部 必要部数 金入り1部 金抜き2部 1部 1部</p>
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空気調和・換気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図 ・給排水衛生設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生機具設備図 給水設備図 排水設備図 	<p>1部 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 1部 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜</p>

	給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 汚水処理設備図 特殊設備設計図 屋外設備図 ・空気調和設備設計計算書 ・給排水衛生設備設計計算書 ・関係法令等に基づく必要な各種申請図書（計画通知図書等） ・工事費積算書 ・単価算出表、数量計算書、使用刊行物 ・各種計算書	適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 1部 1部 必要部数 金入り1部 金抜き2部 1部 1部
外構	・外構修景色設計図 囲障・外構堀等平面図及び詳細図 造園植栽平面図及び詳細図 舗装等平面図及び詳細図 雨水排水流出制御平面図及び詳細図 ・工事費積算書 ・単価算出表、数量計算書、使用刊行物 ・各種計算書	1部 適宜 適宜 適宜 適宜 金入り1部 金抜き2部 1部 1部
その他	・各種技術資料 ・構造計算データ ・各記録書 ・概略工事工程表 ・透視図 ・環境計算書 ・コスト縮減計画書 ・省エネルギー関係計算書 ・リサイクル計算書	適宜 適宜 適宜 1部 3カット 1部 1部 1部 1部

- ・ 建築（構造）の成果品は、建築（総合）基本設計の成果品の中に入れることができる。
- ・ 設計図は適宜追加することができる。
- ・ その他監督職員の指示によるものを成果品として提出する。
- ・ 成果品は、監督職員の指示により、製本とする。
- ・ 提出する成果品については、監督職員と協議の上、原則 Excel、Word 又は Jw-CAD による電子データを2部提出すること。（一部 PDF にて提出可）。
- ・ 電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。

- ・見積もりによる設計単価については、原則として3社以上から徴収し比較調書を作成すること。見積もり以外は備考欄に出典、頁数を記載すること。